

淑徳大学埼玉協賛会会則

(名称および所在地)

第1条 本会は淑徳大学埼玉協賛会と称し、所在地は埼玉県入間郡三芳町藤久保 1150-1 に置く。

(目的)

第2条 本会は学部及び学生の父母が協力して、大学教育の向上を期し、あわせて学生の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育、研究活動の充実、助成をはかる。
- (2) 大学と家庭との連携をはかり、教育の向上に資する。
- (3) 学生の福利厚生をはかる。
- (4) 大学の諸行事並びに課外活動の援助を行う。
- (5) 会員相互の親睦をはかる。
- (6) その他必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、淑徳大学埼玉キャンパスに在学する学生の父母（保証人）及び大学の発展に協力する篤志家及び理事長、学長、副学長、事務局長及び埼玉キャンパスの学部長、学科長、図書館長、教務委員長、学生厚生委員長、事務部長、部長、課長、室長とする。

(役員)

第5条 本会は、埼玉協賛会とし、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
監 事	2名
常 任 幹 事	若干名
顧 問	若干名
評 議 員	若干名
理 事	若干名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事、常任幹事は理事会が副会長、監事、常任幹事及び評議員のなかから選任する。

- 2 評議員は会員のなかから理事会が選任する。
- 3 理事は、会長、副会長及び大学埼玉キャンパスの学部長、事務部長（常任理事）、総務担当の部長、学事担当の部長及び会長の指名した者をもってあてる。
- 4 顧問は、理事会が前協賛会会長、後援会会長及び後援会副会長から推薦した者とする。

(役員の仕事及び任期)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任を代行する。
- 3 監事は会計、経理を監査する。

- 4 常任幹事は会長、副会長を補佐し、会務にあたる。
- 5 評議員は会務を審議する。
- 6 理事は会務、事業を執行する。

第8条 本会役員（顧問を除く）の任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。

（会 議）

第9条 総会は毎年1回開き会長がこれを招集する。

- 2 会長が必要と認めたときに臨時に総会を開くことができる。

第10条 評議員会は評議員、理事及び顧問をもって組織し、会長が必要と認めたときに開き次の事項を決定する。

- (1) 予算に関する事項
- (2) 決算に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第11条 理事会は会長、副会長及び大学埼玉キャンパスの学部長、事務部長（常任理事）、総務担当の部長、学事担当の部長及び会長の指名した者をもって組織し、会長が必要と認めたときに、随時これを開き会務の運営にあたる。

第12条 会議の議決は出席者の過半数の賛同により成立する。

（会 計）

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の経費は入会金、会費、協賛金、寄付金、その他の収入による。

第15条 本会の会計は学部へ委託し協賛会関係経費の出納は事務部長に委嘱し、総務担当が業務を分掌する。

（附 則）

この会則は平成8年4月1日より施行する。

この会則は平成12年4月1日から施行する。

この会則は平成15年4月1日から施行する。

この会則は平成16年4月1日から施行する。

この会則は平成17年4月1日から施行する。

この会則は平成25年4月1日から施行する。

この会則は平成29年4月1日から施行する。

この会則は平成31年4月1日から施行する。

この会則は令和5年4月1日から施行する。

この会則は令和7年7月1日から施行する。